

## さいたま市告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者について、同条第2項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定納付受託者

- (1) 名 称 株式会社丸善ジュンク堂書店大宮高島屋店
- (2) 事業所の所在地 さいたま市大宮区大門町1-3-2大宮高島屋ビル7階

### 2 指定をした日

令和8年3月23日

### 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 納付事務に係る歳入等

物品売払収入

### 5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所総務局総務部アーカイブズセンター
- (2) 電話 048(871)5821